

山口県広報広聴課所管広報誌「ふれあい山口」広告掲載募集要項

1 楽 旨

この要項は、山口県広報広聴課が発行する令和8年度県広報誌「ふれあい山口」（以下「ふれあい山口」という。）に掲載する広告を募集するにあたり、必要な事項を定める。

2 広告媒体の概要

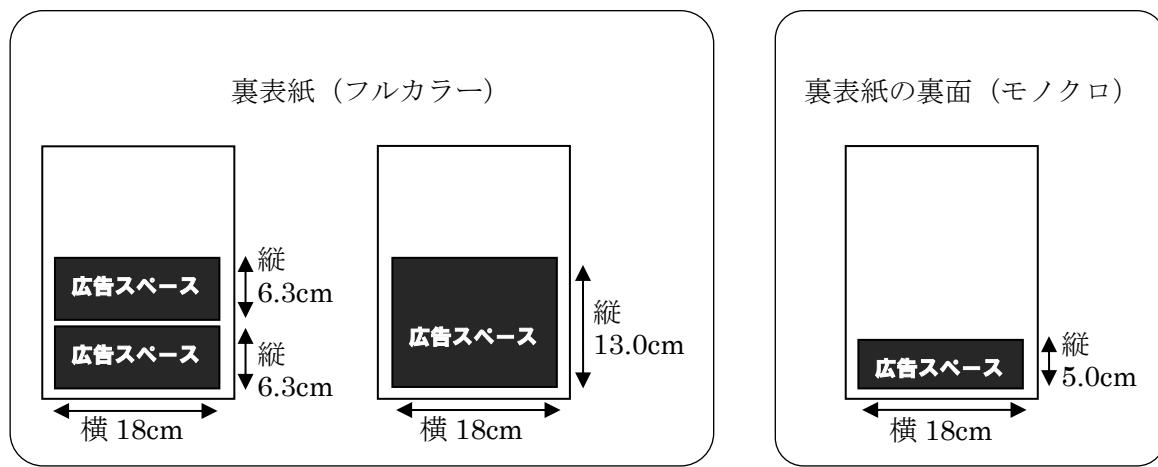
- (1) 名 称：山口県広報誌「ふれあい山口」
- (2) 発 行：4回（令和8年6月号、8月号、11月号、令和9年2月号）
自治会等を通じて全戸配布
- (3) 規 格：A4判冊子タイプ
- (4) 頁 数：8ページ
- (5) 部 数：597,000部／回

3 広告の規格

広告掲載位置	色	掲載スペース	枠数	広告掲載料金
裏表紙	フルカラー	横18.0cm 縦6.3cm	2枠 (※)	400,000円/回
裏表紙の裏面	モノクロ	横18.0cm 縦5.0cm	1枠	76,000円/回

※ 2枠をまとめて掲載できます。この場合の掲載スペースは横18.0cm×縦13.0cm、1回の広告掲載料金は800,000円になります。

（広告掲載料金には、消費税及び地方消費税を含みます。）



4 掲載可能な広告

掲載可能な広告及び広告主は、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）及び山口県広報広聴課所管広報誌「ふれあい山口」広告取扱要領（以下「要領」という。）の規定によるものとします。

5 申込方法等

(1) 申込方法

広告の掲載を希望される方は、要領第8条第1項の県広報誌「ふれあい山口」広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案を、広報広聴課広報推進班まで提出してください。

(2) 広告主の決定方法

基準第3条に基づき広告主を決定します。

ただし、広告主に適すると認められる申込者からの申込みが、同一の広告枠に対して複数ある場合は、先着順とします。

広告主が決定したときは、各申込者に結果を通知します。

6 募集期間

随時申込みを受け付けます。ただし、募集枠が埋まり次第締め切ります。

7 契約

広告の掲載が決定した場合は、契約書（案）に基づき、広告の掲載に関する契約を締結するものとします。

8 広告原稿の入稿

広告原稿は、あらかじめ県広報広聴課と協議のうえ、県が指定する期日までに完全版データを県広報広聴課へ納品してください。

9 広告料の納入

県が指定する納期までに納入してください。

10 申込みの取消し

県広報誌「ふれあい山口」広告掲載申込書提出後に虚偽の記載が判明した場合には、決定を取消すことがあります。

11 お問い合わせ・お申し込み先

〒753-8501

山口県山口市滝町1-1

山口県総合企画部広報広聴課

電話 083-933-2566

FAX 083-933-2598